

## 総務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 21 年度事前事業評価書（平成 21 年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」（平成 21 年 8 月 31 日付け総官政第 96 号による送付分）における事業評価方式による 4 件（注）の政策評価（事前）

（注）送付を受けた 14 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（9 件）及び公共事業を対象とした政策評価（1 件）を除いた 4 件の政策評価。また、これらについては、別途整理する予定である。

### 2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとす

るのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### (事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

### 3 審査の結果

「平成21年度事前事業評価書」における事業評価方式による4件の政策評価(事前)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	地域ICT安全・安心利活用推進交付金	△ 「地域ICT利活用モデル構築事業」によって構築されたモデル等を基に、地域の医療、介護、福祉、防犯、防災などの分野においてICTを集中的に活用する体制を整備し、もって地域住民が安心・安全を実感できる街づくり等の実現を推進する。	△ 事業完了後、おおむね1年間の運用後を目途に事後事業評価を行う予定	○ 地域の課題解決に対するICTの寄与について、社会経済指標の活用や住民アンケート等の手法により把握し、有効性等の観点から分析を行う。
2	電子行政ポータル等構築支援	△ 地域情報プラットフォームを活用したポータルや連携基盤等の開発実証を行い、地方公共団体内や地方公共団体間の連携を可能にするシステム構築を支援する。これにより、システム間連携による行政手続のワンストップサービスの提供等を実現する基盤が構築され、もって地域住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る。	△ 事業完了後、おおむね1年間の運用後をめぐり事後事業評価を行う。	○ 本事業の達成目標である住民の利便性向上及び行政効率化等の効果について、アンケート調査により住民満足度を評価し、また、実証実験の結果から行政の業務処理時間及びコストの削減を試算し評価する。
3	近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討	○ 通信と同時に電力を伝送することを可能とする近距離無線伝送システムの高度利用に向け、他の無線システムとの周波数共用条件や本システムが満たすべき技術的条件等に関する調査検討を実施することにより、本システムの技術基準策定に必要な技術的条件等を明らかにする。これにより、本システムの実現に寄与し、もって、利用者の利便性の向上、周波数の有効利用の促進及び新たなICT産業の創出に資する。	○ 平成25年度	○ 本事業終了後には、既存業務との共用のための技術的条件の妥当性や当該事業の達成度、実施体制の妥当性、経済効率性、技術基準への反映等並びに総合評価について、有識者による外部評価を実施することで政策効果を把握する。
4	700MHz帯等を用いた移動通信技術に関する検討（継続拡充）	○ 安全運転支援システムの実用化に必要な700MHz帯等を用いた移動通信システムについて、同システム内の周波数共用、隣接システム間の共存条件、及び混雑時の通信効率向上に関する技術試験を実施するとともに、移動通信システムの周波数帯を連携させることにより、多数の移動体端末同士が輻輳（ふくそう）することなく直接通信可能なシステムを実現するために必要な通信方式等について検討を行う。 これにより、700MHz帯等の周波数を使った周波数利用効率の高い移動通信システムの円滑な導入に向けて必要となる技術基準の策定及び周波数の有効利用に資する。	○ 平成25年度	○ 本事業終了後には、得られた技術的成果について、700MHz帯等の周波数に関する技術基準への反映状況及び反映のためのスケジュール設定等について、有識者による外部評価を実施し、政策効果を把握する。
合計		○ = 2 △ = 2	○ = 2 △ = 2	○ = 4

(注) 1 総務省の「平成21年度事前事業評価書（平成21年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>